

業務実施ガイドライン 新旧対応表

No.	項目	区分	2020年5月版(旧)	2021年8月版(新)
1	業務の枠組み	PDM(プロジェクト・デザイン・マトリックス)	・PDMは草の根パートナー型のみ必須。地域提案型/地域活性化特別枠については、作成を推奨する。	・PDMの作成及び契約書への添付を廃止し、業務の枠組み(プロジェクト目標、アウトプット、活動)を契約書附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載する。
2		附属書Ⅱ特記仕様書	・特記仕様書に以下を添付する。 別紙1:対象国及び地域の位置図 別紙2:事業の実施スケジュール 別紙3:PDM 別紙4:業務従事者配置計画	特記仕様書の添付資料は廃止する。
3		打合簿「契約開始にあたっての確認事項(打合簿0号)」の取り交わし	—	業務の実施にあたって、契約締結後、速やかに打合簿「契約開始にあたっての確認事項(打合簿0号)」にて以下の内容を確認・添付する。 ・事業実施スケジュール ・業務従事者配置計画 ・契約金額詳細内訳書
4	草の根技術協力事業の不課税化	本邦研修受入にかかる業務の契約書(消費税の「課税取引」)の締結	・草の根技術協力事業全体を消費税の課税対象取引として整理している。	・草の根技術協力事業を消費税の不課税取引として整理したうえで、本邦研修受入業務は別途契約書を締結のうえ、消費税の「課税取引」として整理する。
5	受託者の区分	課税事業者か免税事業者かの区分取扱い	・受託団体が課税事業者であるか免税事業者であるかを確認したうえで、積算方法の取扱いを分けている。	・受託団体が課税事業者であるか免税事業者であるかの区別による積算方法の扱いを廃止する。
6	安全対策	業務従事者の海外旅行保険の加入	・約款にて加入が義務付けられている。 ・十分な補償内容の海外旅行保険(緊急移送サービス付き)にご加入すること。 ・加入内容を現地業務連絡先届にて確認。 ・保険料は間接経費に計上する。	・約款にて、加入が義務付けられている。 ・現地に渡航する業務従事者は「治療・救済費用5,000万円以上」のプランに加入することを義務付ける。 ・加入内容を現地業務連絡先届にて確認するとともに、業務従事者の初回の渡航に際して、保険証書の写しの提出を求める。 ・保険料は間接経費に計上する。
7		事業関係者(業務従事者等を除く。)の海外旅行保険の加入	本邦研修期間をカバーする保険に加入する。 ・加入内容は、現地業務連絡先届及び研修員受入連絡届にて確認する。 ・保険料は受入諸費に計上する。	・共通仕様書第10条及び本邦研修受入契約約款第8条にて、加入が義務付けられている。 ・委託者が上記保険の付保内容について報告を求めた場合、受託者は速やかにこれを委託者に提示しなければならない。
8	物品・機材の調達	物品・機材の調達管理	・物品・機材の内容の確定、調達方法等につき、採用すべき調達方法(見積合わせ、見積競争、競争入札等)を指定する。	受託者の責任の下、調達先を選定し、契約・発注し、納入品を検査し、支払を行うこととし、旧ガイドラインで求めていた詳細な事前報告及び監督職員の承諾を廃止する(調達方法の基本方針のみの確認とする)。
9	事業評価	終了時評価表	・事業完了報告書(受託者が作成)やヒアリングや必要に応じた現地調査を踏まえ、JICAが「終了時評価表」を作成する。 ・2015年度以降に採択した草の根パートナー型及び事業費5,000万円以上の案件の終了時評価表は公開対象とする。	・終了時評価表の作成を廃止する。 ・代替として受託者が作成する事業評価報告案(事業完了報告書の構成文書)をもとに、受託者とJICAとで評価にかかる協議を行い事業評価報告を最終化する。 ・支出実績が5,000万円以上の案件の事業評価報告を公開対象とする。
10		評価の視点	・DACの評価項目に加え、「実績とプロセス」の評価視点で評価する。	・DACの評価項目の整理に伴い、「整合性」を加えた6項目で評価を行う。草の根技術協力事業で採用してきた「実績とプロセス」の評価項目を廃止する。
11		NGO-JICAイコール・パートナーシップ振返りシート	・受託者がNGOの場合は、事業終了後、NGO・JICAがそれぞれ作成する。	・NGO-JICAイコールパートナーシップ振返りシートを廃止し、受託団体の種別を問わず、双方の連携について、事業の評価にかかる協議のなかで振り返ることとする。